

許 可 証

住 所 広島県東広島市西条町上三永535番21

氏 名 双葉三共株式会社

代表取締役 新田 泰基

令和3年12月16日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

許可の年月日 許可番号	令和4年1月7日 第19号
営業所の所在地 及び名称	広島県東広島市西条町上三永535番21 双葉三共株式会社 代表取締役 新田 泰基
廃棄物の種類	一般廃棄物（有機性に限る。）
収集・運搬 及び処分の別	収集・運搬：アヲハタ株式会社の動植物食品残渣 中間処理（肥料化）：有機性の廃棄物限定
営業の区域	竹原市内
処理手数料	
許可期間	令和4年3月1日から令和6年2月29日まで
許可条件	裏面のとおり

令和4年1月7日

竹原市長 今 榮 敏 彦



許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係諸法の規定を遵守して取扱いにあたること。
- 2 取扱いを希望する者に対しては、自己の便、不便にかかわらずこれにあたること。
- 3 許可を受けた者は、車体に業者名を入れること。
- 4 許可を受けた者は、登録番号を車両に表示すること。規格については別に定める。(ただし、表示は許可を受けた日から3ヶ月以内とする。)
- 5 事業者と契約して収集するゴミは、家庭ゴミと一緒に収集しないこと。
- 6 申請条件に相違があった場合、及び許可条件並びに市の指示に従わない場合は、許可を取り消すことができる。
- 7 その他基本的条件を変更しようとするときは、市の指示に従うこと。